

2生福第420号  
令和2年4月17日

各市町村高齢福祉関係課長様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者が発生した場合の  
対応例等について(通知)

のことについて、別紙のとおり高齢者施設等において感染者が発生した場合の対応例等について作成しましたので、貴市町村に所在する介護サービス事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホームを除く）に対して周知していただきますよう御協力願います。

なお、県からは、福島県老人福祉施設協議会、福島県老人保健施設協会及び福島県認知症グループホーム協議会等を通じ、高齢者福祉施設等管理者へ通知していることを申し添えます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を入所系・居宅系すべての介護サービス事業者に行き渡らせるための依頼となりますので、通知が重複する場合も想定されますが、御協力をお願いします。

2生福第420号  
令和2年4月17日

各高齢者福祉施設等管理者様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者が発生した場合の  
対応例等について(通知)

のことについて、令和2年4月7日付け福島県保健福祉部長通知により、  
感染拡大防止対策の徹底等をお願いしておりますが、ご承知のとおり、本県に  
おいても、社会福祉施設における新型コロナウイルス感染者が確認されており  
ます。

こうした状況を踏まえ、今般、高齢者施設等関係団体と協議し、新型コロナ  
ウイルス感染者が発生した場合の対応例等を作成しましたので、これらをもとに、  
各施設等における対応等を十分に検討の上、万全の対策を講じられますよ  
うお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応例「別紙1」

(1)作成の目的

高齢者施設等、それぞれの施設の状況に応じた対策を事前に確認・準備す  
ることで、万が一、感染者が発生した場合でも、その感染拡大を最小限に止  
める。

(2)対応事例のポイント

①見える化

高齢者施設等において感染者が発生した場合の基本的流れと感染者発生  
時(初動)の対応、さらには、施設内で感染者が発生した場合の感染拡大  
防止対策等を「見える化」したもの。

②職員、入所者等の「分離」

高齢者施設等については、特別養護老人ホームや老人保健施設など、タ  
イプの違いはもとより、ユニット型や多床室など、構造上の違いもあるこ  
とから、当該対応例を参考にした「分離方法」など、それぞれの施設の体  
制や施設環境に応じ、動線やフロアの分離を基本に対応を検討されたい。

## 2 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト「別紙2」

### (1) 作成の目的

新型コロナウイルスへの対策は、感染拡大防止対策が唯一無二の対策であります。その対策を強化するため作成した「チェックリスト」を活用し、感染拡大防止対策を徹底されたい。

### (2) 「チェックリスト」のポイント

- 感染拡大防止対策の更なる徹底に向けた施設職員等の意識の醸成・持続
- 万が一感染者が発生した場合、感染拡大を最小限に止めるための対応を項目としている。

#### (注目すべき事例)

- ・ 感染防止対策の取組の再徹底
- ・ 職員間の対応（職員間の接触ができる限り減らす、メール活用）
- ・ 施設・事業所間の対応（往来ができる限り減らす）
- ・ 体調不良への早期気づき（体調不良を早めに察知し、休暇）